

東京都市大学 柏門技術士会 細則

(平成 15 年 09 月 20 日 制定)
(平成 17 年 10 月 08 日一部改正)
(平成 20 年 10 月 11 日一部改正)
(平成 21 年 10 月 24 日一部改正)
(平成 23 年 10 月 15 日一部改正)
(平成 26 年 09 月 20 日一部改正)
(平成 28 年 05 月 28 日一部改正)
(平成 30 年 06 月 30 日一部改正)

第 1 章 総 則

第 1 条 会則第 32 条の規程によりこの細則を定める。

第 2 条 この細則の制定及び変更は、理事会において承認されるものとする。

第 2 章 会 員

第 3 条 本学を卒業した者で技術士、技術士補、修習技術者の有資格者で本会の入会申込者を会員として登録する。

2. 本学を卒業した者で 本会の目的に賛同し、本会に入会を申し出た者を理事会の承認のもと、会員として登録できる。

第 4 条 会員は、加入申込書に所要事項を記入し事務局に報告するものとする。

2. 会員は所要事項に変更が生じた場合、加入申込書に変更事項を記載し届けなければならない。

第 5 条 会員名簿は、本会事務局に保管する。

第 6 条 会員名簿は、会員相互のネットワークを構築し、交流・研鑽に有効に活用する為に会員の要請により公開する。ただし、会員の個人情報を守る為に如何なる非会員（組織・個人）にも公開しないものとする。

第 7 条 理事会において、本会の名誉を傷付け、秩序を乱し、本会の目的に反する行為を行ったと認められた会員は会員名簿から、その名前を抹消され会員の資格を失うものとする。

第 8 条 会費は次の通りとし、郵便振込または銀行振り込みを原則とする。ただし、最高顧問、顧問、相談役は会費を徴収しない(会員を除く)。

会員種別	年額 (円)
個人会員 (70 歳未満)	5,000 円
フェロー会員 (70 歳以上)	1 口以上 (1 口 1,000 円)
技術士補・修習技術者	無料
特別会員	無料
賛助会員	1 口以上 (1 口 1,000 円)

* 年齢は会費徴収月における満年齢とする

第3章 事務局

第9条 会則第29条の規程により、事務局を下記に置く。

住所 〒158-8557 東京都世田谷区玉堤1丁目28番1号

東京都市大学 工学部 都市工学科事務室

第10条 事務局は、運営委員会に関する事務、各委員会の調整・運営支援、金員の収納・保管・財務関係、一般経理のほか、ほかに属さない一般庶務に関する事項を処理する。

第4章 会務分掌その他

第11条 会務を円滑に推進するため、下記の委員会を設け、会務の分掌事項を定める。

2. 下記の分掌事項以外、もしくは下記分掌事項であっても特定事項を推進する目的で、運営委員会の承認のもと、委員会の傘下に実行委員会を設立することができる。但し、次期、理事会にて報告するものとする。

委員会名	分掌事項
総務委員会	会則、細則、規則等の制定・改訂などの原案作成、会員・顧問名簿の管理、作成、発行、総会および理事会に関する一切の事項、その他各委員会活動の支援
広報委員会	会報誌の作成・発行、ホームページの運営管理、会員への広報活動
教育委員会	技術士、技術士補等の受験奨励、特別講義（ケーススタディ）、その他の教育と指導に関する企画と運営
企画渉外委員会	見学会、講演会、研究会等、他の委員会に属さない事項の企画・運営並びに本学、日本技術士会、大学技術士会連絡協議会、その他の関連組織との交流と情報交換
技術士試験支援実行委員会	技術士制度のガイダンスおよび特別講義の実施、技術士資格取得の奨励活動

第12条 委員長は会長の任命により決定し、その結果を理事会に報告するものとする。委員は、委員長の推薦を受けた会員とし、委員長はこれを理事会に報告するものとする。

第13条 委員長は、業務遂行上必要あるときは、委員の中から副委員長を指名することができる。委員長は、委員会の所掌事務を統括し、副委員長は委員長を補佐し、委員長不在のときはこれを代理する。

第14条 委員長は、委員会の規約と行動計画を作成し、委員会の承認を得る事、またその行動結果を理事会において報告するものとする。

第15条 委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、次期総会までは継続して職務を遂行するものとする。また、再任を妨げないものとする。

第16条 委員会は委員長が召集する。

第17条 委員長は委員会出席者に対し、交通雑費を支払うことができる。（金額は運営委員会において別定めるものとする）

第 5 章 附 則

1. 12 期の各委員会の委員長及び委員の任期は第 15 条の規定に係ら平成 28 年 3 月末日までとする。

以上